

水道法の一部改正に伴う 指定給水装置工事事業者制度の 更新制導入について

静岡市上下水道局 上下水道総務課



水道法の一部改正によって 指定給水装置工事事業者制度に 更新制度が導入されました

令和元年9月30日まで

無期限

令和元年10月1日から

有効期間あり

指定の有効期間

5年

更新手数料 10,000円

有効期間および更新時期

静岡市から指定を受けた時期によって初回の更新日が異なります。

静岡市から最初に指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成25年4月1日から令和元年9月30日	令和6年9月29日まで
令和元年10月1日以降	指定を受けた日から5年間

令和6年度 更新申請受付期間(予定)

令和6年6月3日(月)～令和6年8月30日(金)

対象事業者 ※3月頃別途通知予定

- ①令和6年9月29日に有効期限が到来する者
- ②令和6年9月30日～令和7年6月30日に有効期限が到来する者

有効期限の確認方法

①令和6年9月29日に期限が到来する者



平成25年4月1日～令和元年9月30日に
指定を受けた事業者

ここを確認
してください



式第15号（第29条関係）

第0755号

静岡市上下水道局
指定給水装置工事事業者証

住所又は
所在地 静岡市葵区七間町〇〇—〇

氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇
及び代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

上記の者を静岡市水道事業給水条例第5条第1項（静岡市簡易水道
条例第3条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、静岡市
上下水道局指定給水装置工事事業者に指定する。

平成 年 月 日

静岡市公営企業管理者 大石 清仁

有効期限の確認方法

②令和6年9月30日～令和7年6月30日
までに期限が到来する者



令和元年10月1日以降に指定を受けた事業者

ここを確認
してください



様式第16号（第29条関係）
第9575号

静岡市上下水道局
指定給水装置工事事業者証

住所又は
所在地 静岡市葵区七間町〇〇番地の〇

氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇
及び代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

有効期限 令和6年4月4日

上記の者を静岡市水道事業給水条例第5条第1項（静岡市簡易水道条例第3条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、静岡市上下水道局指定給水装置工事事業者に指定する。

令和6年4月5日

静岡市公営企業管理者 森下 靖

申請時に必要な提出書類

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書
- (2) 誓約書(欠格要件に該当しないことの誓約書)
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記簿の謄本(記載事項証明書)(法人)
又は住民票の写し(個人)
- (5) 給水装置工事主任技術者免状の写し
- (6) 業務内容確認書

※詳細と様式は、静岡市ホームページに掲載されています

注意事項

(1) 期間内に更新を受けない場合は、指定の効力を失います。指定の効力を失った状態で給水装置工事はできません。

なお、指定の効力を失っても2年間の欠格期間を伴う指定取消とは異なりますので、すぐに申請手続が可能です。

(2) 更新手続の方法や申請書類の提出時期については、水道事業者ごとに異なります。静岡市上下水道局以外の水道事業者からも指定を受けている場合は、それぞれの水道事業者ごとにご確認ください。

給水装置工事における 違反に対する処分について

静岡市上下水道局 上下水道総務課



水道法 第25条の11第1項

水道事業者は、指定給水装置工事事業者が指定要件を満たさなくなった場合及び不正を行った等の場合は、指定を取り消すことができる。(要約)

静岡市水道事業給水条例

静岡市水道事業給水条例等施行規程 第6条

管理者は、指定給水装置工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。

処分内容

- 文書注意
- 1月間～6月間の指定停止
- 指定の取消し

処分の効果

(1) **指定停止中**は、給水装置工事ができません。**新規工事**はもちろん、**申請途中の工事**であっても手続きを進めることはできません。

(2) **指定の取消し**を受けた場合、給水装置工事はできなくなります。また、処分を受けてから**2年間は新規の指定を受けられません**。(欠格期間)

※指定停止又は取消の処分があった場合、市の掲示板で**告示**するとともに、**報道機関**に情報提供します。

処分を受けないために

適正な手続きを取ったうえで施工を！

無理のない件数・工期での施工を！